

地域包括支援センターの今後のあり方について

1 これまでの経過

○委託型包括支援センターの設置

年度	包括の運営方法	包括支援センター数
平成 18 年度	美都地域・匹見地域包括支援センターを委託	直営 1（東部・中部・西部） 委託 2（美都・匹見）
平成 30 年度	東中部・西部地域包括支援センターを委託 5 圏域すべて委託となる	委託 4 （東中部・西部・美都・匹見）
令和 4 年度	中部地域包括支援センターを設置 東中部地域包括支援センターを東部地域と 中部地域に分離	委託 5 （東部・中部・西部・美都・匹見）

○市の体制

平成 30 年度	高齢者福祉課内に委託型地域包括支援センターを支援する部署を設置 （高齢者福祉課地域包括推進係） 直営包括から委託包括となるため、後方支援のため 5 年を目途に設置 主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士 1 名ずつ配置
令和 5 年度	配置職員：保健師、社会福祉士
令和 7 年度	機構改革に伴い、総合支援課の新設、高齢者福祉課地域包括推進係を高齢者福祉 係へ統合（配置職員：保健師）

2 運営状況

- ・ここ数年、委託先より職員確保が難しい旨の相談が入るようになった。
- ・委託先より、総合相談事業の内容が多岐にわたり、高齢独居や家族関係の希薄化等により、
年々困難事例が増加する中で、委託先包括での対応の困難さについての訴えがあがっている。

包括支援センターの運営方法の見直しが必要な状況

3 考えている方向性

①包括支援センター運営方法について、検討会を開催

【検討会メンバー】

- ・包括支援センター管理者等、行政、有識者

②他市包括支援センターの視察

③検討会で取りまとめた方向性をもとに運営協議会で協議

4 時期 令和 9 年度（第 10 期事業計画初年度）を目途に、方向性を確定(令和 8 年秋頃)